

生活クラブでんき太陽光買取サービス重要事項説明書 兼 買取条件説明書

- 本書は、株式会社生活クラブエナジー（以下「当社」といいます。）がお客様から太陽光発電による余剰電力を買い取る契約（商品名「生活クラブでんき太陽光買取サービス」、本書では以下「買取サービス」といいます。）を提供する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- 買取サービスのお申し込みにあたっては本書をよくお読み下さい。契約内容をご理解、ご承諾いただき、また「太陽光発電設備からの電力買取に関する契約約款」（以下「買取約款」といいます。）および「個人情報の取扱いについて」記載の事項についてご承諾いただいた上で、所定の方法によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

1. 買取サービスのお申し込み方法

- 所定のお申込書によりお申し込みいただけます。

2. 買取開始日

- 買取開始日は、原則として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第3条第1項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月（以下「FIT 満了月」といいます。）以降の検針日といたします。
- 当社は、お客様からの買取サービスの申込みを承諾した時には、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経た後、FIT 満了月の翌月以降に速やかに買取を開始いたします。

3. 買取単価＜単価はすべて税込みとなります＞

（2026年4月検針日までの買取単価であり、以後改定の可能性があります。）

エリア	対象となる地域	単価
北海道	北海道	9 円/kWh
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県	10 円/kWh
関 東	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	9.5 円/kWh
中 部	愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県	9 円/kWh
関 西	京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除きます。）、奈良県、和歌山県、福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町）および岐阜県（不破郡関ケ原町の一部）	9 円/kWh

※買取単価は消費税等相当額を含みます。なお、消費税等相当額は 10%で計算しています。

※買取単価について変更する場合は、その効力発生日を定めたうえで、当社のホームページの掲載その他当社が適当と判断した方法により、お客様にあらかじめお知らせいたします。

※環境価値を含めた買取単価となります。

※離島を除きます。

4. 受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- 受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様のご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客様のご負担となることがあります。
- 買取サービスの開始または変更等にともない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客様から申し受けます。

5. お客様にご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）
 - お客様のご希望により、電力買取実績の書面による通知をご希望の場合は、その手数料として、発行する書面 1 通につき、150 円（税抜）をお支払いいただきます。当該費用は、買取支払額から控除させていただきます。
6. 買取料金のお支払方法
 - 口座振込
- (1) 4 月および 10 月に、当社からお客様のご指定の預金口座に直前 6 か月分の買取料金を振り込むことによりお支払します。
7. 太陽光買取、保安等にとまなうお客様のご協力
 - 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
 - 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
 - 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客様の土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
 - 引込線、受電用電力量計その他お客様の電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
 - お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
 - お客様が電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
 - その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。
8. 買取サービスのご契約期間、ご契約期間の更新
 - ご契約期間は、買取開始日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までといたします。）の末日までといたします。
 - ご契約期間満了に先だって買取サービスの終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も 1 年ごとに買取価格以外は、ご契約期間満了日で有効な買取約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、買取サービスの期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客様にお知らせいたします。
9. 買取サービスのご解約等に関する事項
 - お客様が電気の当社による買取をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただきますようお願いいたします。
 - お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、買取サービスを解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の 15 日前までにお客様にお知らせいたします。
- (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合

- (2) お客様が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これに伴い太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
- (3) お客様が買取約款または託送供給等約款に違反した場合
- お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。
10. ご解約等に関するご留意事項
- 買取サービスを解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を買取サービスの解約日といたします。
 - 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客様のご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社は、その実費をお客様から申し受けます。
11. 個人情報の取扱いについて
- 当社は、お客様に係る個人情報を、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより取り扱います。
 - 本条に定めるほか、当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社ホームページ等において通知するプライバシーポリシーに定める事項に従うこととします。
12. その他
- お客様が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。
 - 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
 - 本書に記載のない事項については、買取約款またはその他関連する当社の契約によります。

小売電気事業者名

株式会社生活クラブエナジー
東京都中央区日本橋人形町3丁目4番14号
代表取締役 半澤 彰浩
(小売電気事業者登録番号 : A0157)

【お問い合わせ先】生活クラブでんきカスタマーセンター

0120-112-075

受付時間 : 9 : 30 ~ 17 : 30 (土日、年末年始、夏期休業日等を除く)

【ホームページ】 <https://scenergy.co.jp/>

2024年4月1日適用